

平野義太郎の大アジア主義論

中国華北農村慣行調査と家族観の変容

武藤秀太郎

序

本稿は、講座派マルクス主義の論客であった平野義太郎（1897—1980）が第二次世界大戦中、アジア主義論を展開するに至った思想的経緯を、彼の家族・共同体観との関連から考察する。近年、タイの通貨急落に端を発した東アジア通貨危機（1997）や、アメリカの同時多発テロ（2001）を受けて、「東アジア共同体」や「東北アジア共同の家」構想など、地域主義（regionalism）をめぐる論議がさかんである⁽¹⁾。この東アジアにおける新しい地域的枠組みを論じる際、避けて通れないのが、負の遺産である「大東亜共栄圏」を思想的にどのように清算するか、という問題であろう。平野が、終戦間際に「大東亜戦争の歴史的使命」を明らかにする目的で世に問うた『大アジア主義の歴史的基礎』（1945、以下『大アジア主義』）は、「近代日本のアジア主義が彷徨の果てにたどり着いた」⁽²⁾ 終着点ともいべき著作であった。『大アジア主義』の第一編「日華連合による大アジア主義の経緯」は、こう書き出されている。

アジアにおける植民地態勢打破の先駆者はわが日本であり、アングロサクソンの世界旧秩序打開の創始者も亦わが日本であつた。東洋におけるこのわが日本の発展興隆そのことが、直ちにアングロサクソンのアジア支配から隷属アジアを解放し、アジア人の手で東洋における平和秩序を建設し、大東亜諸民族における共存共栄の生活圏を設定せんとしつつある。従つて、この大日本といふ主體なくしては、アジアの自覚はありえず、アジアはもつとみじめな隷従的地位に甘んじてみたであらう。アジア復興の起点は実に日本であつた⁽³⁾。

かかる歴史的裏づけとして、平野は樽井藤吉や荒尾精、大井憲太郎など、明治維新以来の日本のアジア主義思想の延長上に、孫文の「大亜洲主義」を位置づけ、「大東亜共栄圏」がこの日華連合の理念を発展、具体化させる試みであると主張した。

アジア主義を標榜した似非アジア主義　資料の偽造や曲解を理由に、『大アジア主義』を「思想とか学問とかの名に値しないもの」⁽⁴⁾と断じたのは、竹内好であった。「大東亜共栄圏」を、アジア主義の辿った帰結点とすれば、敗戦により「思想」として滅びたことにならざるを得ない。「大東亜共栄圏」の象徴的イデオロギーといえる平野のアジア主

義論を切り捨てることで、竹内は「日本のアジア主義」の思想的可能性を提示したといえる。

だが、平野の経歴をみると、学生時代に三・一運動後の朝鮮の京城へ赴いたり、ヨーロッパ留学時代に知り合った中国経済史家ウィットフォークル(K. A. Wittfogel)の著作の翻訳に努める一方、戦後は中国研究所の初代所長として日中友好運動に力を尽くすなど⁽⁵⁾、戦時中のアジア主義論前後においても近隣アジア諸国、なかんずく中国に対して強い関心を抱いていたことが分かる。「アジア諸国連帯への志向」がアジア主義の属性であるとすれば⁽⁶⁾、果たして平野が、かかる性質を有していなかったといえるのか疑問が湧いてこよう。少なくとも事実の歪曲のみをもって、平野の戦時中のアジア主義論を、「思想の名に価せぬもの」と簡単に処理することはできないように思われるのである。

日本資本主義の半封建的軍事的性質を論じた『日本資本主義社会の機構』(1934)から、『大アジア主義』に至る主張の転回をめぐっては、これまで多くの解釈がなされてきた⁽⁷⁾。ここでは、平野のアジア主義論を、1920年代前半に彼が従事した民法解釈研究との関連から検討した先行研究に着目したい。森英樹氏は、英米個人主義に対し、郷土社会を基礎とする「大東亜共栄圏」的新秩序建設を唱えた戦時中の平野の一連の論考が、彼の処女作『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』(1924、以下『ローマとゲルマン』)と、理論的次元において「なんらかのつながりがある」ことを示唆する。『ローマとゲルマン』で、平野はロマニステンの立場から作成されたドイツ民法第一草案に反対したゲルマニステンの代表的理論家、ギールケ(O. von Gierke)の学説に拠りつつ、この草案の直接的継承からなる明治民法の批判を展開した。森氏によれば、戦時中の英米個人主義対東亜共同主義という対立図式は、このゲルマン法的立場からローマ法思想の克服をめざす「ゲルマン共同体対ローマ個人主義」という論法を、いわば横倒しして適用したものではないかというのである⁽⁸⁾。また、長岡新吉氏は森氏の見解をふまえた上で、『ローマとゲルマン』や1940年代前半のアジア認識の基底に据えられていたゲルマンの共同体理論が、1930年代の講座派理論家時代の平野に、全く欠落していたことを指摘する。そして、マルクス主義理論の中に、共同体理論が批判的に構造化されなかったことが、1940年代に突如「思い出」として、初期共同体理論が噴出した原因であるとしている⁽⁹⁾。

確かに『ローマとゲルマン』と戦時中のアジア主義論は、類似した論理構造を有している。とすれば当然、過渡期のマルクス主義時代を、どのように解釈するかが問題となつてこよう。私見では、近隣アジア諸国を巻き込んだ共同体的組織の実現という平野の理念自体は、戦前戦時中を通じて一貫している。他方で、以下にみるように、彼の家族観の変容が、理念実現のプロセスに大きな修正をもたらし、「マルクス主義の泰斗」から「大東亜戦争の提灯持ち」へ、と形容されるような立場の転換を招来したのである。

本稿では、平野の家族・共同体観とアジア認識との関連を明らかにするために、まず「社会法学」からマルクス主義法学へと移行する過程で、共同体的理念が継続していることを確認し、その上で、1930年度の親族法の講義録をもとに彼の家族観を考察する。つ

づいて、日本資本主義論争時期の著作をたよりに、当時の農村共同体に対する評価、および対外認識の検討をおこなう。最後に、中国華北農村慣行調査への従事を契機に、アジア主義論を唱えるに至ったプロセスを解明してゆくことにしたい。

マルクス主義法学者平野の家族観

「今日尚法律解釈を具體的な立法者の意思を探求するのだと考へる者は減じたであらう。少くとも吾々には法律解釈は共同生活を規律する眞の規範を認識することである」⁽¹⁰⁾。1921年3月に東京帝国大学法学部を卒業後、同学部民法研究室の助手に採用され、研究者としての道を歩み始めた平野は、最初期の論文で法律解釈の目的をこう定めている。その上で、彼は従来の概念法学に代わり、「活きた生活関係や、活きた具體的な事実を取扱つた判例を研究して裁判上裁判外の実際上の叫びを明かにして行かうとする」社会法学を提起した。これは、1921年7月より穂積重遠や末弘徹太郎、我妻榮らと共に研究室内で始めた民法判例研究会の趣旨を代弁したものといえよう⁽¹¹⁾。その成果報告である『判例民法』各年度版には、平野による大審院判例の評釈が数多く収録されている。

助教授に就任した翌年に出版された『ローマとゲルマン』は、かかる判例解釈研究を基礎に、慣習習俗という「生きた法」(das lebende Recht)を汲み取った「日本らしいローカル・カラーの現れた」民法の必要性を訴えた著作であった。「都会の法律」であるローマ法は、市場経済の発展と共に「農村の法律」であるゲルマン法を克服し、19世紀中葉のドイツ法学では「一つとしてローマ法の基本思想に影響せられぬ法律概念構成は全く無き」状態に至った。この風潮に対し、反旗を翻したのがギールケを代表とするゲルマニステンであり、彼等の異議申し立てにより、ローマ法的色彩の強かったドイツ民法第一草案は、法源として慣習法が重視されるなど大きく修正を受けた。他方、第一草案を模範とした明治民法には、ギールケの批判に値する諸規定がそのまま継承されている。ギールケの輦みにならって、明治民法におけるローマ思想とゲルマン思想の対立から抽出される「合理的理想」を明らかにする、というのが本書のスタンスである⁽¹²⁾。

「個人主義的、機械主義的、原始論的、常套的、抽象的で概念構成に充ちた」ローマ法と、「共同社会的、有機的、総合的、創造的、具體的で生活の豊かな」ゲルマン法。かかる構図に示されるように、平野はゲルマン法を理想化して捉えていた。それはとりわけ、「近時紛議の目醒ましき」農業問題についての見解に顕著といえる。例えば、水利権について、「灌漑排水を共同に修理し、枯渇の虞あらんか、相携へて雨乞ひに山籠る同志が、公平に流水使用权を完うする」ことは、「農村共同生活ありのままの権利行使」であるとして、農村の「柔らかな性質と相互扶助の原則」に基づき、解釈することが主張された⁽¹³⁾。また、入会という慣行を「最もよき模範」として、民法をさらに団体的、共存的形態に改造する必要性が説かれている⁽¹⁴⁾。

これに対し、『ローマとゲルマン』の約半年後に出された『法律における階級闘争』（1925、以下『階級闘争』）では、冒頭に「すべて過去の歴史は階級闘争の歴史である」という『共産党宣言』の一句が掲げられ、マルクス主義法学の立場が明確に打ち出されている。平野がマルクス主義法学へと急速に立場を転換した背景には、1924年3月に設立された産業労働研究所との接触が大きく作用していよう⁽¹⁵⁾。この社会法学からマルクス主義法学へと移行する過程で着目したいのが、理念としての共同体的秩序の継続である。

平野は『階級闘争』で、「自由に意欲する人間の協働」が「社会的結合の理想」であり、「法律の目標とすべき共同態」であるとした上で、その態様をこう説明している。

協働は、共同の目的追求によつてのみ可能である。共同の目的が成員の協働によつて遂行されるとき、各成員は相互にこの高い共同目的のための手段とならねばならぬ。成員が共同目的のために敢て手段たるとき、かれ等はお互ひがこの目的のために自己を奉仕せねばならない。この奉仕は、共同の目的がより高ければ高いほどその度を高めるのであるが、この利他的活動は、終局においては、成員の各自が全共同態のために自己の人格を没却するほどに奉仕し、よつて、犠牲となることが極限であらねばならぬ⁽¹⁶⁾。

『ローマとゲルマン』で古ゲルマン精神を象徴するとされた総有は、マルクス主義時代には「農村の社会状態のおくれた未発達、ヨリ低い段階を示すもの」とみなされ、農村共同体的慣行は、「農奴の貧困を緩和し欠乏を共同の仕方互に補足」させる「民衆の生活の炉」と説明された⁽¹⁷⁾。また、共同地を徹底的に収奪したとされるイギリスが称揚されるなど、「生きた法」に対する評価はそっくり反転している。だが、実在的な慣習は斥けられた一方、理念としての共同体的秩序＝「共同態」⁽¹⁸⁾実現の志向は、『階級闘争』に至っても一貫していたといえる。

平野はその後、1927年4月から1930年1月にわたり、海外研究生としてヨーロッパへ留学した。パリで知り合ったウィットフォーゲルの薦めで、ドイツに渡った彼はフランクフルト大学付属社会科学研究所に居を定め、マルキシズムの研究に勤しんだという⁽¹⁹⁾。帰国後は、末弘の後任で1930年度の民法第三部（親族法・相続法）の講義を担当した。講義は、日本共産党への資金提供容疑による検挙、東帝大辞職（1930.7.12）のため、短期で終わったが、その間の講義プリントが残されている。以下では、これをたよりに平野の家族観を検討してゆくことにしたい⁽²⁰⁾。

講義ではまず、親族法の各論的検討に先立ち、親族関係の歴史の変遷、および方法論が議論された。平野によれば、「従来疑ナキ所」とされる「親子関係、婚姻関係八本質的二自然的ナルモノ」という見解は誤っており、親族結合は「一定ノ生産力ノ発展ニ応ズル人間ノ生活資料ノ生産関係ニ依ツテ内容ヅケラレ制約サレ条件ヅケラレ」ているという。生産力が未発達である程、「血族ノ韌帯」により強く支配され、封建時代には生産関係の一単位として、「家」の「身分関係ヲ中心トセルBand」が存続した。しかし、生産方法の変化による「家ノ封建的知行ナル物質的基礎消滅」にしたがい、「家ニヨル親族結

合ノBandハ稀薄」となる。資本主義的生産関係に対応する社会組織の単位は、「小家族」である。ゆえに「正常ナル」資本主義社会の下では、親族法も「小家族」に対応したものでなければならない。ところが、明治民法の親族編では「家」が単位となっている。これは「明治維新ガ尚封建的土地所有ノ上ニ基ク生産ノ関係ヲ充分ニ止揚セザリシ結果」であるが、今日「商工業資本ノ発達ハ漸クニシテ各個人ノ独立、家族制度ノ分壊作用ヲ齎ラス」に至っている。

平野は、以上のように親族史をふまえた上で、「常識的ニ理解セラルル社会法学」に止まらず、具体的事実から歴史の進むべき「一定ノ指導原理」を把握する「科学的ニ分析綜合セラレタル真ニWissenschaftlichナル法学」を提唱した。かかる「科学的」見地から導かれる差し当たっての結論は勿論、家制度の廃止となろう。ところで、平野は生産力発達に伴う「親族結合のBand」の稀薄化を、最終的にどの程度まで想定していたのであろうか。

親族関係における「本質的ニ自然的ナルモノ」を否定した際、平野は中川善之助のいう「本質社会結合」を念頭に置いていたと考えられる。「婚姻に於ける結合は合理的・利視的なる目的社会結合にあらずして、性情的・愛着的なる本質社会結合である」⁽²¹⁾。中川は当時発表した一連の論稿で、「親が子を育み、夫婦が相寄り相結ぶの契機」が将来的に不変であり、財産法的支配は拡大しても「身分法関係が本質社会結合を素材とするものなる以上、その核心までが財産化されるといふことはあり得ない」との見解を示していた⁽²²⁾。

これに対し、講義と同時期に書かれた中川『略説身分法学』(1930)の書評で、平野は「歴史内容の捨象にもとづく独断的抽象」と強く抗議した。社会経済的機構の発展に伴って、親族関係は必然的に変化を受ける。それは夫婦、親子関係として例外ではない。財産化されない人間の性情や愛着といった「核心」を求めるなどナンセンスである、というわけである⁽²³⁾。かかる中川に対する批判をふまえると、平野が親族結合の行き着くべき先を、極めてラディカルに考えていたことが察せられよう。ともあれ、マルクス主義法学者としての平野が家制度は勿論、婚姻や血統に由来する身分関係に対し、極めて否定的な立場をとっていたことを、ここでは確認しておくことにしたい。

日本資本主義と民族主義

帰国後、半年足らずで辞職を余儀なくされたものの、平野がマルクス主義理論家として活発な活動をするのは、これ以後のことである。翌年の1931年より企画された『日本資本主義発達史講座』(全七回配本、1932-33、以下『講座』)の編集に携わった平野は、中心的な役割を担うと共に、自らも数編の論文を執筆した⁽²⁴⁾。これを取りまとめた『日本資本主義社会の機構』(以下『機構』)は、いうまでもなく山田盛太郎の『日本資本主義分

析』(1934)と並ぶ、講座派の代表的著作である。『講座』刊行後の労農派との論争 = 日本資本主義論争でも、極めて多数の論文を『中央公論』などの論壇誌に発表している⁽²⁵⁾。

『講座』第二回所収の論文「ブルジョア民主主義運動史」(1932)で、平野は大井憲太郎を、「日本の『自由民権』運動に巨大な足跡を印し、自由党左派の秀でた経済論家」と高く評価した。大井が唱えた均田論等は、「自由党幹部派・改進黨とは反対に、経済上も法律上も完全な自由・平等を要求し、政治的にも当時における日本資本主義発展の一般的方向に照応する、民主主義的国家形態のための闘争」だったというのである⁽²⁶⁾。平野はさらに、大井らが企てた朝鮮内政改革クーデター未遂事件(大阪事件)を、「変革的ブルジョア自由主義を以て、国外に及び、なほ、封建的束縛・鎖国に閉ぢ込められた『朝鮮改革の計を議』し、『朝鮮ノ孤弱ヲ扶翼シ、其独立ヲ完ウセン』としたもの」と解釈した⁽²⁷⁾。ここで注意したいのは、平野が当事件を、朝鮮に自由をもたらそうとした故をもって、板垣退助や後藤象二郎の対金玉均支援活動と区別し、肯定的に捉えている点である。

かかる平野の対外運動認識は、『機構』刊行直後に発表された「明治中期における国粹主義の抬頭、その社会的意義」(1934、以下『国粹主義』)で、より明確に示されている⁽²⁸⁾。『国粹主義』は、明治20年代の「国粹主義 = 運動」が「本来の意味における民族主義 = 運動たるべき性質をもつてあなかつた」ことを論じた論文である。平野によれば、民族主義とは、封建制の下で土地に緊縛され、孤立分散した地方住民の「気質・素質・意識・風俗・習慣・言語や生理的性状」などが、資本制生産の生成により平均化、単一化される過程で発生する運動であり、

- (1) 生産力の高まつた民族が、単に、自民族における割拠的封建制を打破するばかりでなく、他民族をも、民主的に抱擁吸収して、国家を形成する場合、と
- (2) 民族主義の名において、実は、他民族の封建制を打破することなく、むしろ、そこに支配する大貴族制と同盟して、その他民族の封建制を固執しつつ、強制的に民族的吸収・融合・同化政策をとる場合

の二種類があるという。(1)に相当するのは、フランス革命であり、民族的融合は「併合される他民族の民主主義的共感」を得て実現された。これに対し、18世紀のポーランド分割以後の汎スラブ主義や汎ゲルマン主義運動は、強制的併合だったとして(2)のケースに分類される。

このように民族主義を系統づけた上で、平野は日本の資本主義の発展期に、イギリスにおけるスコットランド人やアイルランド人、フランスにおけるケルト族やフランク族のような同化すべき異質的民族が周囲に存在しなかった、と指摘した。「すでに生活力を失つてゐるアイヌ族」や渡来人は、取るに足らないものであった。また、生産力の発展が微弱だったため、「資本の対外的発展に伴ふ民族的発展もとどめられ、狭隘な一島国の彼方に他民族と民族混淆をなすやうな大和民族の海外移住もなく、他民族に対する文化的言語的伝統的開発・移植もなく、まして他民族の農奴制を廃止することによつて、そ

の他民族を一国民に民主的に融合・吸収するブルジョア民主主義的変革の主導に基づく民族融合もなかつた」。この結果、日本は異民族融合による大民族形成を経験せず、「近代的意味における国家主義は、自然規定的な血縁出自範疇の大家族的＝種族主義に、資本主義発達に基く中央集権による国民統一は、あたかも、超歴史的な自然規定的なるかのやうな種族伝統に」置き換えられ、「以後、資本主義の発展につれても、異質的民族性を民主的に親和同化しえず、みづからをも異民族のうちに同化融合させる親和力を欠く」状態に至ったというのである。

国粹主義はかかる観点から、必要条件を満たさない歪んだ民族主義として説明された。平野によれば、雑誌『日本人』がnationalityを民族でなく国粋と訳したのは、本来の民族主義を理解せぬまま、国家と民族を同一視した結果であり、また「我が日本は一毫と雖も、世界に貢献するの義務なきなり」という国粋主義者のスローガンは、平和的に異民族を同化する「国際主義的民族主義」とは正反対の、「偏狭な国家独善主義、自己的な国家至上主義」を反映した表れという。

他方、この国粋主義者等と区別して、平野が同時代の大井の言動を評価したのは、それが真の民族主義を体現するものであった、と解釈したからにほかならない。つまり、平野の眼には、大阪事件が異民族＝朝鮮民族の民主的な変革を目指していた、と映ったのである⁽²⁹⁾。『講座』第五回所収の「最近の植民地政策・民族運動」(1933)で、平野は当時の日本が植民地への経済的依存を強める一方、朝鮮に代表される民族独立運動が益々激しさを増していると主張した⁽³⁰⁾。この帝国主義批判も、彼の説く民族主義のロジックに即せば、日本の植民地政策が他民族を平和的に同化しないからこそ、植民地の側から民族運動が起こる、という理屈に立って展開されているのである⁽³¹⁾。また、「帝国主義が支那資本主義を推進する」という植民地脱化(Entkolonisierung)を否定した論文「支那研究に対する二つの途」(1934)のスタンスも同様である⁽³²⁾。

こうした民族主義にみられる二項対立的図式は、さらに平野のアイランド論にも看取することができる。『講座』第五回所収の「明治維新における政治的支配形態」(1933)で、平野が日本の小作人を、貧窮する西欧小農経営の典型とされる「アイランドのsmall tenantsの地位さへも、置かれてみない半隷農的性質を持つ」⁽³³⁾と分析したのに対し、藤井米蔵らが「アイランドの事情についての完全なる無智の所産」⁽³⁴⁾と激しく批判した。これに再反論する形で、『歴史科学』に二回にわたって「アイランドにおける土地問題」(1936)が連載された⁽³⁵⁾。平野はまず、アイランド農業がイングランドの征服により規定されたとした上で、征服による収取様式に次の二つのタイプがあると説明している。

- () 征服民が被征服民の従来 of 生産様式をそのまま存続せしめ、しかも単なる「貢納」をとつて満足する場合
- () 征服民が被征服民をして、征服民自身の生産様式にしたがはせる場合

この収取様式の分類は、民族主義のシェーマと完全に対応しよう。19世紀のアイラ

ンドに対するイングランドの場合を考えると、「征服者の農業それ自身における資本制生産様式を移植したその典型」として、()のケースに位置づけられる。したがって、「イギリスの農業資本が資本制大経営を発展せしめ、実質的にも、その土地所有の形態を資本制生産様式に照応せる形態に転化した」のであるから、アイルランド農業と「日本における隷農制の妥協的解消形態たる零細小作との差異を厳密に把握せねばならぬ」というのが論文の主旨である。

国内における封建制を温存する一方、植民地に対しても民主的変革をもたらさず、専ら寄生している。かかる平野の日本資本主義批判は、以上の考察から明らかなように、資本主義が正常に発達すれば、封建制度が一扫され、民主的な民族融合が実現する、という前提から展開された⁽³⁶⁾。マルクス主義者時代の平野の根底に、先進国による「後進民族」への関与を是とするスタンスが存在したことを確認し、次に転向後の彼の中国農村研究を検討する。

中国華北農村慣行調査と共同体論争

1936年7月、平野は山田盛太郎や小林良正らと企画した『日本封建制講座』が、共産党の戦略を研究するソ連のコム・アカデミーに類する組織であるとして、治安維持法違反容疑で検挙された。留置中、転向を表明し、翌年3月に起訴猶予処分で釈放された平野は、2年後の39年、中国華北農村慣行調査のために組織された東亜研究所第六調査委員会学術部委員会のメンバーに就任した。委員会にはほかに末弘巖太郎、戒能通孝、仁井田陞、福島正夫ら東帝大法学部関係者が名を連ね、中国社会の法的慣行を「生けるがままに描き出す」ことが目的に掲げられた⁽³⁷⁾。

数カ月の討論により、慣行に関する調査項目を作成した委員一同は1940年8月、現地調査を担当する満鉄関係者との打ち合わせと視察を兼ね、中国大陸へと足を運んだ。平野は、8、9月にわたって「北支では河北省順義縣及び牛欄山鎮、通縣、大興縣新宮村、良郷縣皇幸村、北京東郊・西郊、中支では江蘇省松江縣華陽橋坊」を回り、12月下旬には「江蘇省無錫縣榮巷鎮を視察し、又、航空機にて上海・蘇州・南京間の農村聚落を鳥瞰⁽³⁸⁾したという。帰国後、この旅行で得た「観察と印象とを基礎」に書かれた論考が、『東亜研究所報』に掲載された「北中支における農村聚落の鳥瞰」(1941、以下『農村聚落』)である⁽³⁹⁾。

「自然はめつたに明瞭な境界をつくつてゐるものではない。それにも拘らず、淮河の南北地帯では、土壤と作物の分布との一致がその相関関係をつくり、南北地帯の著しい対照を示してゐる」。『農村聚落』では、淮河を分水嶺とした北部畑作地帯と南部稲作地帯のコントラストに焦点が当てられ、両地帯の「村落型式、同族の分解形態・部落の共同組織」が比較分析された。「広大な面積にわたり地形が比較的に一様な平野で丘陵に仕切平野義太郎の大アジア主義論 中国華北農村慣行調査と家族観の変容

られず、クレークでも囲まれず、土壌が相当程度に同質である」北支では、同族結合の紐帯が強く残存し、孤立分散した大型な村落共同体が形成されているのに対し、「地形が細く分れ、農産資源が豊かであるとともに多様化されてをり、水が普遍的に存在する」中支では、宗族的結合が半ば分解し、相互に連絡した小聚落が営まれている。社会的分業の進展している稲作地帯の方が畑作地帯より血縁的な結びつきが弱い、という観察は、生産力の発達に伴い「親族結合ノBand」は希薄化する、とした親族法講義のテーゼと合致しよう。だが、平野はその上で、「同族関係が崩壊しつつ、しかも経済的貧窮化の現実が血縁者をして緊密な相互扶助を余儀なくせしめつつあること」に着目するのである⁽⁴⁰⁾。

平野は、その「最も注目さるべき」例として、江蘇省無錫縣榮巷鎮の資本家である栄氏を挙げた。栄氏は同族は勿論、外姓の貧困者に対しても、「義塚」など社会的給付をおこない、また氏の経営する事業は、農村から流出する多くの労働力を吸収し、経済の安定に寄与していた。こうした栄氏のような富戸が「農民の人心を収攬してゐる事実」こそ、「支那社会の機構的表現として、今後調査さるべきもの」だというのである。

平野はまた、畑作地帯の村落機能として「看青会」に注目した。「看青会」とは、作物の成熟期に盗難防止のため組織される警備団のことである。聞き取りでは、農作業や灌漑、道路の修築など、生産分野での共同作業は少なく、また村民の連帯的結束も弛緩していた。だが、平野は、「看青会」こそ「農村社会の生産秩序を維持せんがために組織せられてゐる生きた法律団体」であり、それを成り立たしめているのは「農業生産の社会的規律」に他ならない、と解釈した。

さて、視察を終えて帰国した委員会メンバーはその後、東京で満鉄調査部から送られてくる調査結果をたよりに、各自分析をおこなった。平野は「会・会首・村長」(1941)で、河北省順義縣沙井村に関する資料を基に、行政村とは異なる「自然村落」の存在を主張した。行政を司る「村長」は、村の共同生活に係わるすべての事項を、伝統的有力者である「会首(首事人)」と相談し、重要案件は彼らが組織する「公会」で協議されている。この「公会」の背後に、「廟」を中心として自然的に発達した生活共同体 = 「会」が認められるというのである⁽⁴¹⁾。

これに対し、戒能通孝が同じ沙井村の資料から、「支那に『自然村』のあることを前提して居たことは誤り」と反論した。平野が重視する「看青会」以外の費用割付に関して、村の境界は流動的であり、日本の五人組制度のような固定的組織もなく、「支那の村には日本の村に於けるが如き、明確な境界が存在しない」。また、官吏的意識の強い「村長」や有産有閑の地主である「会首」は、「時によれば身命を村の為に犠牲にした日本の名主又は組頭」と大きく異なっており、日本やドイツの村落のような高持本百姓、パウエル(Bauer)を中核とした「組仲間的共同體」(Genossenschaft)も確認できない。「自然村落の形成は、村内に一応集団生活の遂行に必要な秩序を形成するに足る、高持本百姓意識の存在を予定する」とした上で、戒能は「支那には村意識の存在が、ないとすら解して居る」と論じた⁽⁴²⁾。

この戒能の見解を受け、平野は中国農民が共同体意識に乏しく、日本の村のような生産共同的機能が「会」に欠如していることを認めつつも、「日本のやうに一村の中堅農民たる自作・自営の高持本百姓の寄り合や、或ひは真に村の利害を代表し村民に代り一身を犠牲にしてまでも代官や領主の苛斂誅求に対抗せる名主・庄屋がある場合のやうな緊密な生活協同態もあれば、専制的な地主たる会首による団體ながら、しかも村民の相互扶助に関しては、あらゆる同善同修を行ふ厚生的生活をもつ支那の部落もある」と自説を固持した。村落とは「農地に愛着する住民が農耕の業にいそしみながら、一郷を護り農民を佑ける廟神を中心に、村民を代表して、それに奉仕する権威者を大頭に頂きつつ、社会的協同生活を営む個體」である。確かに、中国では地域神と血縁神が、日本の鎮守と氏神のように融合しておらず、「村廟」の持つ結集力は、日本の神社と比べ薄弱である。だが、中国でも、やはり「廟」の世話人である「会首」を権威として、生活秩序が形成されている。平野は道教の經典である「功過格」が、社会規律＝慣習法として、「会首」を通じ農民に遵守されていると指摘した⁽⁴³⁾。

以上のように、中国社会における「生きた法」を把握することを目的とし、現地視察で相互扶助の実態に着目した平野は、「会首」を中核とした村落共同体の存在を主張し、戒能と激しい論争をくり広げた。戒能が日本やドイツの村落構造との差異から、中国への「自然村」の適用を忌避したのに対し、平野は共同生活の規範意識に、日中農村の共通性を見出していた。この農村共同体的秩序への関心は、『ローマとゲルマン』を想起させるが、念頭に置かれたモデルは、より権威主義的な色彩を帯びていたといえる。こうして「異様ともいえるほどの熱意」⁽⁴⁴⁾をもって、中国における「自然村」の存在を追究した平野は、それと並行してアジア主義論を展開するに至るのである。

価値観の反転と大アジア主義

日米開戦直前の1941年1月から6月にかけて、平野は太平洋協会の委嘱で、廈門からセレベス島にわたる南洋地域を視察した⁽⁴⁵⁾。この調査結果をまとめた清野謙次との共著『太平洋の民族＝政治学』（1942）を皮切りに、終戦まで『民族政治学の理論』（1943）、『民族政治の基本問題』（1944）、『大アジア主義』と、年1冊のペースで「大東亜共栄圏」論が公刊された。

これら第二次大戦中の平野のアジア主義論を、転向以前の主張と比較した場合、一目瞭然なのは、地縁的・血縁的結合に対する評価が180度反転している点である。平野は欧米と区別されるアジア諸民族の共通の基盤を、「郷土社会」＝村落共同体に置いた。この村落共同体は、「固有の村落精神・村落道徳・村落法・村落生活の行為基準たる村極め、村規の社会規範・慣行、村落伝統を有する精神的統一體」⁽⁴⁶⁾と定義された。つまり、平野が中国に認めた「自然村」の形態が、そのままアジア全体の共通項として普遍化され

平野義太郎の大アジア主義論 中国華北農村慣行調査と家族観の変容 53

たわけである。『階級闘争』の農村慣行観は勿論、『国粹主義』で「狭隘」と修飾された「郷土」概念に関して⁽⁴⁷⁾、完全に価値判断が反転している。

これに伴い、民族に対するスタンスも一変した。市民社会の実体がない植民地に、自由主義、個人主義的な「近世的法原理」を持ち込めば、「農村協同體で育成され原住民を規律してみた社会規範・習俗が壊滅し、それに代る社会規範がない」状態を招いてしまう⁽⁴⁸⁾。『国粹主義』とは打って変わり、殖民政策史上における一大弊害が、「被治民族の伝統を悉く清掃し尽し、民族的個性を認めず、民度・民情の特殊性を顧慮することもなく、原住民の社会生活に対し、その法律・裁判・道徳よりネクタイの色・服装のスタイルに至るまで凡て政策主體の本国と同一色に塗り潰さう⁽⁴⁹⁾とする同化主義に求められた。アルジェリア、およびインドシナにおけるフランス統治は、その最たる例として挙げられ、平野は「原住民の法制・慣習・風俗・言語をすべて本国に融合する」同化政策が、無秩序状態を引き起こしたと分析した⁽⁵⁰⁾。これに対し、慣習を尊重した政策として評価されるのが、オランダの「権威」によるインドネシア間接統治である⁽⁵¹⁾。

だが、「オランダ人のインドネシア人に対する態度は、白人が生れながら優等人種であつて、原住民は劣等人種であるといふ人種的偏見を権威政治の基礎にした⁽⁵²⁾。この対抗理念として、平野が定立するのが、日本の「道義」に基づく権威である。東洋人の道義意識は、「家の観念を基礎とする生命的運命的協同一體」であり⁽⁵³⁾、日本が道義的信頼を得るためには、「大東亜戦争」を勝ち抜き、他の諸民族に「尊敬」の念を抱かせることが必須条件とされた⁽⁵⁴⁾。『国粹主義』で、「東洋霸主たらんとする日本資本主義の、一方、西欧資本主義に対する、他方、東洋の半植民地民族を汎アジア主義に包括して、その盟主たらんとする本質をもつたもの⁽⁵⁵⁾として断罪された有色人種の強調が、平野自身により、「欧米白色人種」を駆逐する根拠として唱えられるようになるのである。

このように農村慣行、民族主義、人種と、評価が転向以前と180度反転したが、何よりも劇的な転換を遂げたのが、平野の家族観であった。

ギリシャ・ローマから近代に至る欧米の社会は、個人主義・自由競争と征服支配と対立・抗争とを特質とするに反して、アジアの社会的本質は、家長・本家を中心とする家族的秩序の生命的協同一體、親和・礼讓といふ点に尽きる⁽⁵⁶⁾。

稲作を中心とするアジアの集約的な「灌漑農業」は、欧米の「天水農業」と根本的に異なっている。ウィットフォーゲルを彷彿させる構図に立つて⁽⁵⁷⁾、平野はアジア農業の特質を、治水・水利に伴う「隣保相助」と家族制度を基礎とする小農経営に求めた。道義的権威とは、「兄たる日本民族は、後進諸民族の弟を指導する⁽⁵⁸⁾、あるいは「日本は強者として、また親（親邦）として、家長として弱者を扶け子供を慈しみ、後進民族は日本を強者として尊敬し、子邦としては親に仕へる気持で信賴し⁽⁵⁹⁾」というように、まさに日本が家的秩序の頂点に立つて、他民族を遇することが含意されていたのである。

日本の家族制度は、中国や朝鮮の「異姓不養」のように窮屈でなく、異系血統も養子として取り込む包容力を持つ。平野は、アジア諸民族が日本を宗家とする一家族団体に

結合し、アングロサクソン民族に対抗することを訴えた。

大東亜共栄體における各異民族は、日本を中核とする家族團體へ婿入りし、また嫁入りしたものである。他家から入った養子養女も眞の親子兄弟の情愛をもつて同系同様の関係に化成することが日本の任務ではあるまいか。日本の八紘為宇の精神は、決して同系血統のみを以て大東亜諸民族を率ゐようとするものではない。異系の諸民族を親子愛を以て理解し、異同両系の家族體系をば渾然たる一家にまで産靈(むすぶ)ことが、その精神である⁽⁶⁰⁾。

『国粹主義』で、「血縁的家族主義的国民主義を超えて、市民的国際主義を齎しえず」⁽⁶¹⁾と糾弾された日本像は、そっくり肯定された。親子という身分関係にさえ、本質的要素を認めなかった親族法講義とは正反対に、国家関係にまで家制度が持ち出されるに至ったのである。

だが他方で、平野が掲げた理念に着目した場合、他民族を巻き込んだ共同体的秩序の実現というスタンスは、転向以前から一貫していたといえる。「大東亜共栄圏」の法秩序について、平野は「各独立国がその主権の自由平等を自己制限し控制し共栄圏建設に向つて極力協働してのみ、初めて後進民族は、その国家の主権の自由平等の達成を促進し得る」⁽⁶²⁾と説いた。これは正に、『階級闘争』で掲げられた「法律の目標とすべき共同態」の具現化の試みにほかならない。また、『機構』では、法律上の「完全な」自由平等を、国外にも波及させる画策として、大阪事件が評価された。「家」の完全否定から全面肯定へと、価値観が180度反転しながらも、先進国が「後進民族」を指導し、「ブルジョア民主主義」を超えた共同体社会を確立する、という平野の理念自体は、マルクス主義者時代から全く変化していないのである。

「アングロサクソンの個人主義」と、これに対抗して平野が提示した「アジア的共同主義」は、このように近代化を遂げた国家が周辺諸国を引率して秩序を構築する、という点で軌を一にしていた。これはすなわち、近代化過程に関する自覚的考察が、転向後における平野の射程に収められていなかったことを示していよう。「家長」としての日本の地位は、平野のアジア主義論において自明のものとみなされていたのである。

結

コム・アカデミー事件で留置中の1936年12月、平野は義母の危篤で5日間の釈放が認められた⁽⁶³⁾。平野の転向手記には、その後亡くなった義母に対し、子としての務めができなかった悲しみが綴られていたという⁽⁶⁴⁾。家族関係を理由とした転向は、一般にみられたケースであった⁽⁶⁵⁾。また、処女作である『ローマとゲルマン』と、対米開戦後初の単著である『民族政治学の理論』は、いずれも母に捧げられていた。橋川文三は、転向と家との関連について「普遍的理論の信奉に入る過程においては家の問題はほとんど平野義太郎の大アジア主義論 中国華北農村慣行調査と家族観の変容

はじめはナンセンスとみなされ、その思想から離脱する過程において、かえってそれが最大の動機となるというのが日本における共産主義思想の大きな特徴であった」と指摘している⁽⁶⁶⁾。平野の場合も、この転向を契機とする家族への自覚が、中国農村における相互扶助の実態や「会首」を権威とした生活規範への着目につながり、家制度を基礎としたアジア国際秩序を構想するに至った直接の原因であったと考えられる。

他方、これまでの考察で明らかなように、平野は転向以前から一貫して、アジア主義的傾向＝「アジア諸国連帯への志向」を有していた。確かに、竹内が指摘するように、『大アジア主義』における孫文解釈等は、はなはだ一面的である。だが反面、この時期の一連の研究に、転向以前と同様の「学識が窺える」⁽⁶⁷⁾ことも確かである。また、マルクス主義者時代においても、例えば『国粹主義』における nationality の翻訳をめぐる解釈などは、いささか強引な感が否めない。何より、親族法を専門としていた平野が、「大東亜共栄圏」のイデオロギーたる家族国家論を唱えたことは、アジア主義の孕んでいた思想的問題として到底無視することができないであろう。

また、平野のアジア主義論を扱うにしても、従来彼が何故、マルクス主義者から「逸脱」したのか、という観点から専ら考察がなされてきた。しかし、戦時中におけるアジア認識に問題があったとすれば、同時にマルクス主義者時代のそれも問い直さなければならぬだろう。家族を基軸とする価値観は180度反転したものの、平野が掲げた理念は何ら変わっていない。いずれも近代化過程にア priori に立脚し、先進国がイニシアティブを握る形で、地域秩序実現が想定された。『機構』と『大アジア主義』のアジア観は、いわば表裏の関係をなしていたのである。

東アジアにおける新たな地域的枠組みを構想する際には、まず何よりも平野が暗黙の前提としていた近代化過程そのものを問う必要がある。「発展興隆」を遂げた日本の「指導」が当然視されるような「アジア的共同主義」は、決して近代化＝グローバル化に對抗しうる理念ではないのである。

* 本論文作成にあたり、レフェリーより貴重なコメントをいただきました。また、資料収集に際し、西村暁子氏をはじめとする国際日本文化研究センター図書館職員の方々より一方ならぬご助力を賜りました。末筆ながら、ここに深く御礼申し上げます。

(注)

- (1) 森島通夫『日本にできることは何か 東アジア共同体を提案する』(岩波書店、2001年)、姜尚中『東北アジア共同の家をめざして』(平凡社、2001年)、原洋之介『新東亜論』(NTT出版、2002年)、和田春樹『東北アジア共同の家 新地域主義宣言』(平凡社、2003年)など。
- (2) 山室信一『思想課題としてのアジア 基軸・連鎖・投企』(岩波書店、2001年、593ページ)。
- (3) 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基礎』(河出書房、1945年、3ページ)。
- (4) 竹内好「アジア主義の展望」(竹内好編『現代日本思想大系9 アジア主義』、筑摩書房、1963年、13-19ページ)。
- (5) 広田重道編著『稿本平野義太郎評伝 上』(私家版、1975年)。
- (6) 竹内、前掲「アジア主義の展望」(14ページ)。
- (7) 小倉利丸「社会科学者の転向 平野義太郎と宇野弘蔵」(池田浩士・天野恵一編『検証・昭和の思想』、社会評論社、1989年)、杉山光信「日本社会科学の世界認識 講座派・大塚史学・宇野経済学をめぐって」(山之内靖ほか編『岩波講座社会科学の方法』、第三巻、岩波書店、1993年、後に加筆して、同『戦後日本の

- 市民社会』〔みずす書房、2001年〕に収録〕秋定嘉和「社会科学者の戦時下のアジア論 平野義太郎を中心に」(古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』、京都大学人文科学研究所、1994年) 鈴木麻雄「第二次大戦下におけるマルクス主義者の言動 平野義太郎の大東亜共栄圏論」(中村勝範編『近代日本政治の諸相 時代による展開と考察』、慶應通信、1889年) 盛田良治「平野義太郎の『転向』とアジア社会論の変容」(栗原幸夫編『レヴィジオン「再審」』、第2輯、社会評論社、1999年) 同「戦時期 植民地社会科学の隘路 平野義太郎を中心に」(『ライブラリ関連社会科学』第7号、2001年)。
- (8) 森英樹「マルクス主義法学の成立と展開」(天野和夫ほか編『マルクス主義法学講座』第1巻、日本評論社、1976年、88-90ページ)。
- (9) 長岡新吉『日本資本主義論争の群像』(ミネルヴァ書房、1984年、292-304ページ) 同『講座派』理論の転回とアジア認識 平野義太郎の場合」(『経済学研究』北海道大学 第34巻第4号、1985年3月) 過去に摂取したものが、突如「思い出」として噴出するというロジックは、丸山真男『日本の思想』(岩波書店、1961年)から援用したものである。また、長岡氏は平野において「思い出」が噴出された直接的契機を、橋樑との交流に求めている。なお、ほかに『ローマとゲルマン』と戦時中のアジア主義論との関連を検討した論文として、酒井哲哉「日本外交史の『古さ』と『新しさ』 岡義武『国民的独立と国家理性』再訪」(『国際関係論研究』第13号、1994年) 同「アナキズムの想像力と国際秩序 橋樑の場合」(『ライブラリ関連社会科学』第7号、2001年) 同「後藤新平論の現在【帝国秩序と国際秩序】」(『環』第8号、2002年1月) 同「国際関係論と『忘れられた社会主義』 大正期日本における社会概念の析出状況とその遺産」(『思想』第945号、2003年1月)。
- (10) 平野義太郎「社会法学と法律解釈(上)」(『中央法律新報』第1巻第16号、1921年10月、4ページ)。
- (11) 判例民法研究会『判例民法 大正十年度』(有斐閣、1921年)の「序」には、研究目的が「具體的法律を知らむとするにある」と記されている。
- (12) 平野義太郎『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』(有斐閣、1924年) はしがき、及び第一編「ローマ法及びゲルマン法の思想と我民法」序説参照。
- (13) 同上書、73ページ。
- (14) 同上書、189ページ。
- (15) 広田編著、前掲『稿本平野義太郎評伝 上』(42ページ)。
- (16) 平野義太郎『法律における階級闘争』(改造社、1925年、136ページ)。
- (17) 平野義太郎「農奴制の再構成の基礎上行はれた地主的=農業経営の発展」(『歴史科学』第4巻第11号、1935年10月、31ページ)。
- (18) 当時、平野は「共同態」という用語を、理念的に用いていたと考えられる。『ローマとゲルマン』刊行以前の論文で、平野は「社会から孤立的に離れた自我」は存在せず、「個人は他の個人と協働し其の共同態が個人を担保してのみ個人の人格が可能となる」と主張していた(「ペンタムに於ける個人主義・功利主義の法律原理」、『経済研究』第1巻第1号、1924年、90ページ)、『ローマとゲルマン』では、その「共同態」の実現可能性を、農村「共同体」に見出したわけである(なお、後の中国農村研究では、中国村落を「生活共同態」と表現するなど、「共同体」と「共同態」は厳密に区別されている訳ではない)。
- (19) 平野義太郎「ワイマールのマルクス主義者たち」(『季刊社会思想』第1巻第1号、1971年5月、49-50ページ)。
- (20) 以下、講義内容は『教授平野義太郎氏述 民法第三部(親族相続)第一巻 昭和五年度東大講義』(東京プリント刊行会、1930年) 序論に基づく。また、本論の概要については、利谷信義「家族法学史の一面 平野義太郎の家族法学」(『家族の法と歴史 青山道夫博士追悼論集』、法律文化社、1981年)参照。
- (21) 中川善之助『略説身分法学 親族相続法の社会法律学』(岩波書店、1930年、101ページ)。
- (22) 中川善之助「身分法及び身分法関係の純粹形相(一)」(『法律協会雑誌』第47巻第2号、163-164ページ)。
- (23) 平野義太郎「親族相続法の社会法学 中川善之助氏著『身分法学』を読む」(『法律時報』第2巻第8号、68-69ページ)。
- (24) 大石嘉一郎『日本資本主義発達史講座』刊行事情」(『日本資本主義発達史講座』〔復刻版〕別冊1、岩波書店、1982年、15ページ)。
- (25) 長岡、前掲『日本資本主義論争の群像』(210-215ページ)。
- (26) 平野義太郎「ブルジョア民主主義運動史」(『日本資本主義発達史講座』第三回配本、岩波書店、1932年、40-41ページ)。
- (27) 同上書、37-38ページ。
- (28) 平野義太郎「明治中期における国粹主義の抬頭、その社会的意義」(『思想』第144号、1934年5月)。
- (29) かかる大井評価は、再転向した第二次大戦後においても基本的に変わっていない(平野義太郎『大井憲太郎』、吉川弘文館、1965年) 他方、転向時代には、自由民権運動は「資本家的『自由主義』の運動でなく尊皇の流れを汲む革新的愛国運動であるとともに、不可分に大亜細亜改良主義」であったとして、大井の「我日

- 本人は宜しく亜細亜革新の指導者を以て、自ら任ずべきなり」といったアジア主義的な発言が強調されることとなる(平野、前掲『大アジア主義の歴史的基礎』、19-24ページ)。
- (30) 鈴木小兵衛「最近の植民地政策・民族運動」(『日本資本主義発達史講座』第五回配本、岩波書店、1933年)。執筆予定者であった鈴木が検挙されたため、平野が名義は鈴木のまま代筆した論文である(平野義太郎「日本資本主義論争 講座派の主張」、安東良雄編『昭和政治経済史への証言 中』、毎日新聞社、1972年、41ページ)。
- (31) 1898年からの帝国主義段階以降、対従属民族政策は、総じて(2)のタイプになったとされている(平野、前掲「明治中期における国粹主義の抬頭、その社会的意義」、57-58ページ)。
- (32) 平野義太郎「支那研究に対する二つの途」(『唯物論研究』第20号、1934年6月、11ページ)。
- (33) 平野義太郎「明治維新における政治的支配形態」(『日本資本主義発達史講座』第五回配本、岩波書店、1933年、47-48ページ)。
- (34) 藤井米蔵「アイルランドの制度について 山田、平野両氏の見解批判」(『社会評論』第2巻第2号、1936年2月、38ページ)。当時のアイルランド農業をめぐる論争については、社会経済労働研究所『日本資本主義論争史』(伊藤書店、1947年、169-175ページ)。
- (35) 平野義太郎「アイルランドにおける土地問題(一)(二)」(『歴史科学』第5巻第5、6号、1936年5、6月)。
- (36) なお、当時のアイルランドの独立運動を、平野はプロレタリア運動と解釈していた(同上書(二)、149-150ページ)。
- (37) 東亜研究所第六調査委員会学術部委員会『昭和十五年八月・九月 満州北中支農村視察状況』(1940年)、中国華北農村慣行調査の企画、立案過程については、内山雅生「『中国農村慣行調査』と中国農民」(大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地』第四巻、岩波書店、1993年)参照。
- (38) 平野義太郎「北中支における農村聚落の鳥瞰」(『東亜研究所報』第10号、1941年6月、2ページ)。この論文について、守屋典郎は「戦時中に書かれた氏(平野 筆者注)の論文の中では最もすぐれたもの」と評価している(守屋典郎「平野義太郎氏の中国研究」、平野文庫編『平野義太郎著作についての書評集』、白石書店、1991年、321ページ)。また、この視察旅行について、福島正夫は次のように回想している。「われわれは、翌昭和一五(一九四〇)年夏、調査の実施を担当する満鉄調査部慣行調査班にこれらを説明するとともに、中国農村の実情をかいまみる目的をもって華北、華中地方を訪れた。一ヶ月ほどであったが、末弘団長以下熱心なものであった。そのなかで平野先生が特別そうだったといえる。道路で何か見せ物をしてるまわりの人垣の後ろで、先生がビョンビョンとび上がって中心をみようとしていたことを記憶する。道教廟の見学でも一番詳しく問いただしていられた」(福島正夫「平野先生と中国農村慣行調査」、平野義太郎 人と学問編集委員会編『平野義太郎 人と学問』、大月書店、1981年、79ページ)。
- (39) 平野、前掲「北中支における農村聚落の鳥瞰」。なお、この論文に先立って、平野は「北京特別市東郊地区視察概況」と「江蘇省松江縣華陽橋村視察状況」という報告書を、前掲『昭和十五年八月・九月 満州北中支農村視察状況』に執筆している。
- (40) 現地調査に先立って開かれた座談会で、平野は「血縁関係は北は稀薄であるが、揚子江以南、特に南嶺以南は強い」という橋樑の発言に対し、生産力との関係から疑義を呈しつつ、「階級分化が起こりつつも、零落者を収容せねばならぬ」メカニズムが働いているのではないかとコメントしている(『東洋の社会構成と日支の将来』、『中央公論』第635号、1940年7月、58-59ページ)。かかる問題意識が、現地視察で大きく作用したと考えられる。
- (41) 平野義太郎「会・会首・村長 支那村落の内部構造にかんする河北省順義縣沙井村の報告をよみて」(『支那慣行調査彙報』、1941年)。
- (42) 戒能通孝「支那土地法慣行序説 北支農村に於ける土地所有権と其の具体的性格」(東亜研究所『支那農村慣行調査報告書 第一輯』、1943年、239-268ページ)。
- (43) 平野義太郎「支那における郷土の社会協同生活を規律する民族道徳 功過格を中心として」(『法律時報』第15巻第11号、1943年11月、13-14ページ)。同「北支村落の基礎要素としての宗族及び村廟」(東亜研究所『支那農村慣行調査報告書 第一輯』、1943年、27-40ページ)。
- (44) 旗田巍『中国村落と共同体論』(岩波書店、1973年、40ページ)。
- (45) 平野義太郎・清野謙次『太平洋の民族 = 政治学』(日本評論社、1942年、3ページ)。
- (46) 平野義太郎『民族政治の基本問題』(小山書店、1944年、17ページ)。
- (47) 平野、前掲「明治中期における国粹主義の抬頭、その社会的意義」(60ページ)。
- (48) 平野義太郎『民族政治学の理論』(日本評論社、1943年、44ページ)。
- (49) 平野・清野、前掲『太平洋の民族 = 政治学』(229ページ)。
- (50) 同上書、230ページ。平野以前の同化主義批判の潮流については、小熊英二「差別即平等 日本植民地統治思想へのフランス人種社会学の影響」(『歴史学研究』第662号、1994年9月、後に加筆して、同『日本人の境界 沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』(新曜社、1998年)に収録)参照。

- (51) 例えば、平野義太郎「旧蘭印の民族・政治方針に就いて」(『経済研究叢書』第114編、日本工業倶楽部、1942年)。
- (52) 平野、前掲『民族政治学の理論』(69ページ)。
- (53) 平野、前掲『民族政治の基本問題』(3ページ)。
- (54) 同上書、29-31ページ。
- (55) 平野、前掲「明治中期における国粹主義の抬頭、その社会的意義」(62ページ)。
- (56) 平野、前掲『大アジア主義の歴史的基礎』(8ページ)。
- (57) 平野、前掲『民族政治の基本問題』(10-11ページ)。平野が翻訳したウィットフォークルの『支那社会の科学的研究』(宇佐美誠次郎と共訳、岩波書店、1939年)には、例えば「(中国の近代化を西欧と同一と仮定することは 筆者注) 雨の給水に基づくヨーロッパの農業と、人口灌漑に基づく東洋の農業とを同一視するものである」(58ページ)という記述があり、給水に基づく農業区分は実際、ウィットフォークルから示唆を受けたものと考えられる。
- (58) 平野、前掲『民族政治学の理論』(70ページ)。
- (59) 平野、前掲『民族政治の基本問題』(32ページ)。
- (60) 平野義太郎「大東亜共栄體の構成原理たる家秩序について 特に異系血統を同家化する日本精神」(『法律新報』第705号、1944年3月、10ページ)。ここでは「寄り合ひを想はせる圈よりも全体の化育をすすめる中核と組成部分とより成る共栄『體』といひたい」として、「大東亜共栄體」という表現が用いられている。なお本稿では、引用に際し、原則として通用の字体に改めたが、「體」については原文通りとした。
- (61) 平野、前掲「明治中期における国粹主義の抬頭、その社会的意義」(61ページ)。
- (62) 平野、前掲『民族政治の基本問題』(249ページ)。
- (63) 『東京朝日新聞』1936年12月17日付。
- (64) 石堂清倫によれば、当時配付された平野の転向手記には、次のような内容が綴られていたという。「平野は拘留中に夫人の母親の死をむかえた。彼は、義母の死にさいして骨肉の情をつくすことのできなかつた悲しみをあられもなく誇張し、最大限の言葉をつらねて、天に哭し地に訴えんばかりに歎きかなしんでいる。この人世最大の不幸にあたり、子としての勤めのできないのも、ひとえにうっかりと運動につらなつたからであるとして、こうした悲しみを今後二度とくり返すことのないように、けつして運動には近づかない所存だと断言していた」(石堂清倫「転向について」、運動史研究会編『運動史研究16』、三一書房、1985年、75ページ)。
- (65) 鶴見俊輔「転向の共同研究について」(思想の科学研究会編『共同研究 転向』上巻、平凡社、1959年、20ページ)。
- (66) 橋川文三「日本知識人の思想と家」(青山道夫ほか編『講座家族8 家族観の系譜』、弘文堂、1974年、135-136ページ)。
- (67) 利谷信義「平野義太郎先生の家族法学」(平野文庫編『平野義太郎著作についての書評集』、白石書店、1991年、53ページ)。

(むとう・しゅうたろう 総合研究大学院大学 E-mail: shutamuto@yahoo.co.jp)